

今回は、【入湯税】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第 16 回】

タックス君： 前に旅行に行ったとき、温泉旅館の宿泊料とは別にちょっとだけお金がかかった税があったけど、あれは何だったのかな？

税子さん： それは入湯税ね。温泉の利用者に課税されるよ。
納められた入湯税は環境衛生施設、観光施設、消防施設などの整備や観光の振興のために使われているのよ。

タックス君： そうなんだ。いくらかかるの？

税子さん： 名取市では、宿泊なら 1 人 1 日 150 円、日帰りなら 1 人 1 日 50 円よ。
市町村によって、違う税率のところもあるみたい。

タックス君： 小学生も同じ税額を納めるの？

税子さん： 市の条例で小学校 6 年生までは免除になっているから納めなくて大丈夫！

タックス君： 勉強になったよ。次から温泉に入るときは、入湯税がどうなっているか
見てみるね。

入湯税については、名取市ホームページにてもお知らせしております。

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1546.html>



名取市総務部税務課市民税係
電話 022-724-7114